

第55回定時株主総会招集ご通知 ホームページ掲載事項

第55期

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

ジェコス株式会社

法令および定款の定めにより、当社ホームページ
(<https://www.gecoss.co.jp/>) に掲載することにより、
ご提供しているものであります。

事業報告

I 企業集団の現況に関する事項	1 頁
1. 主要な事業内容	
2. 主要な営業所および工場	
3. 従業員の状況	
4. 主要な借入先	
II 会社の株式に関する事項	3 頁
1. 発行可能株式総数	
2. 発行済株式の総数	
3. 当事業年度末の株主数	
4. 大株主	
III 会社役員に関する事項	4 頁
1. 責任限定契約の内容の概要	
2. 社外役員に関する事項	
IV 会計監査人の状況	6 頁
1. 会計監査人の名称	
2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針	
V 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況	7 頁
1. 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容	
2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	
連結計算書類	10 頁
連結株主資本等変動計算書	
連結注記表	
計算書類	25 頁
株主資本等変動計算書	
個別注記表	

事業報告

I 企業集団の現況に関する事項

1. 主要な事業内容

当企業集団の主要な事業は、H形鋼、鋼矢板、鋼製山留材、覆工板、敷鉄板等の建設工事に用いる仮設鋼材の賃貸および販売であり、その他にスチールセグメント、H形支保工等の加工品（製品）の製作加工・販売、仮設橋梁の賃貸・販売および施工、建設用機械、高所作業車等の賃貸を行っております。

また、特定建設業（土木工事業、建築工事業、鋼構造物工事業）および一般建設業（とび・土工工事業）の国土交通大臣許可等を取得し、杭打抜工事、山留架設・解体工事、ソイルセメント柱列壁工事等の設計および施工等を行っております。

2. 主要な営業所および工場

(1) 当社の主要な営業所および工場

本社	東京（本店）東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号
支店	北海道（北海道札幌市）、東北（宮城県仙台市）、水戸（茨城県水戸市）、北関東（埼玉県さいたま市）、千葉（千葉県千葉市）、横浜（神奈川県横浜市）、新潟（新潟県新潟市）、名古屋（愛知県名古屋市）、大阪（大阪府大阪市）、広島（広島県広島市）、四国（香川県高松市）、九州（福岡県福岡市）、南九州（鹿児島県鹿児島市）
営業所	旭川（北海道旭川市）、帯広（北海道帯広市）、いわき（福島県いわき市）、蘇我（千葉県千葉市）、北陸（石川県金沢市）、岡山（岡山県岡山市）、福山（広島県福山市）、松山（愛媛県松山市）、熊本（熊本県熊本市）、沖縄（沖縄県那覇市）
出張所	青森（青森県青森市）、盛岡（岩手県滝沢市）、秋田（秋田県秋田市）、山形（山形県天童市）、郡山（福島県郡山市）、群馬（群馬県高崎市）、静岡（静岡県静岡市）、長野（長野県長野市）、富山（富山県富山市）、宮崎（宮城県宮崎市）
工場	北海道（北海道千歳市）、仙台（宮城県黒川郡）、東京（千葉県白井市）、長沼（千葉県千葉市）、日本海（新潟県新潟市）、名古屋（愛知県半田市）、大阪（大阪府大阪市）、中国（広島県三次市）、四国（香川県綾歌郡）、福岡（福岡県粕屋郡）、鹿児島（鹿児島県鹿児島市）
機械センター	富里（千葉県富里市）

(2) 子会社の主要な営業所

会社名	本社所在地
株式会社レンタルシステム関東	神奈川県川崎市
株式会社レンタルシステム東北	宮城県仙台市
株式会社レンタルシステム東海	静岡県浜松市
株式会社レンタルシステム西日本	福岡県福岡市
株式会社レンタルシステム信越	新潟県新潟市
トラック・エンド・メンテナンス・サービス株式会社	千葉県白井市
ジェコス設計株式会社	東京都中央区
ジェコス工事株式会社	東京都中央区
GECOSS VIETNAM COMPANY LIMITED	ベトナム ホーチミン

- (注) 1. 株式会社レンタルシステム関東は、2022年4月1日付で株式会社レンタルシステム東北、株式会社レンタルシステム東海、株式会社レンタルシステム西日本、株式会社レンタルシステム信越を吸収合併し、社名をレンタルシステム株式会社に変更しております。なお、本社所在地を東京都中央区に移転しております。
2. 2022年4月1日付で子会社化した株式会社オトワコーエイの本社所在地は静岡県沼津市であります。

3. 従業員の状況

従業員数	対前期末増減
1,284名	15名増

4. 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	570
株式会社三菱UFJ銀行	410
三井住友信託銀行株式会社	300

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 97,500,000株
2. 発行済株式の総数 36,436,125株（自己株式40,094株を含む）
3. 当事業年度末の株主数 9,697名

4. 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
J F E スチール株式会社	18,527,900	50.9
J F E 商事株式会社	2,965,000	8.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,014,400	5.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,046,200	2.9
ジェコス取引先持株会	927,400	2.5
ジェコス社員持株会	680,463	1.9
J F E 商事資機材販売株式会社	522,720	1.4
J F E 商事コイルセンター株式会社	510,983	1.4
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	505,500	1.4
乗松 真也	360,400	1.0

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

2. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況等および当社との関係

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容	当社との関係
取締役	清宮 理	早稲田大学	名誉教授	特別な関係はありません。
		一般財団法人沿岸技術研究センター	参与	特別な関係はありません。
取締役	浅野 幹雄	日東工業株式会社	社外取締役 (監査等委員)	特別な関係はありません。
監査役	宇田 斉	福山ガス株式会社	社外取締役	特別な関係はありません。
		JFEシステムズ株式会社	社外監査役	当社の親会社の子会社であります。
		日本鋳鉄管株式会社	社外監査役	当社の親会社の特分法適用関連会社であります。
監査役	菊池 きよみ	TMI総合法律事務所	弁護士	特別な関係はありません。
		西松建設株式会社	社外取締役 (監査等委員)	特別な関係はありません。
		ニッセイアセットマネジメント株式会社	社外監査役	特別な関係はありません。
		株式会社三菱ケミカルホールディングス	社外取締役 (指名委員、 監査委員)	特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席回数 / 在任中の開催回数		主な活動内容
		取締役会	監査役会	
取締役	清宮 理	16回 / 16回	—	深い学識や建設業界に関する豊富な知見に基づき、取締役会、技術・事業開発委員会において公正かつ客観的な立場から適切な発言を行っております。
取締役	浅野 幹雄	16回 / 16回	—	長年にわたる会社役員としての経営に関する豊富な経験に基づき、取締役会において、公正かつ客観的な立場から適切な発言を行っております。

区分	氏名	出席回数 / 在任中の開催回数		主な活動内容
		取締役会	監査役会	
監査役	宇田 斉	16回 / 16回	14回 / 14回	<p>取締役会においては、必要に応じ、長年にわたる会社役員としての経営に関する豊富な経験に基づき、公正かつ客観的な立場から適切な発言を適宜行っております。</p> <p>監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について、必要に応じて意見を述べております。</p>
監査役	菊池 きよみ	16回 / 16回	14回 / 14回	<p>取締役会においては、必要に応じ、弁護士としての専門的知識と金融機関や他企業での社外役員としての豊富な経験に基づく適切な発言を適宜行っております。</p> <p>監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について、必要に応じて意見を述べております。</p>

(3) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	清宮 理	<p>取締役会や技術・事業開発委員会において、深い学識や建設業界に関する知識と豊富な見識に基づき、社外取締役としての独立した立場から、安全・品質管理をはじめ、経営に関する助言、リスクの指摘を行い、当社が期待する当社経営の監督およびガバナンス充実の役割を果たしております。</p>
取締役	浅野 幹雄	<p>取締役会において、長年にわたる会社役員としての企業経営に関する知識と豊富な見識に基づき、社外取締役としての独立した立場から、海外を含む事業展開の方向性をはじめ、経営に関する助言、リスクの指摘を行い、当社が期待する当社経営の監督およびガバナンス充実の役割を果たしております。</p>

(4) 当社親会社等または当社親会社等の子会社等から当事業年度に役員として受けた報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が、役員を兼任する当社親会社等または当社親会社等の子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は2百万円であります。

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

45百万円

(2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

45百万円

- (注) 1. 監査役会は、前期の監査実績の相当性、当期の監査計画の内容および報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等に同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記(1)の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会が検討のうえ、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。また、上記に準ずる場合、その他必要があると監査役会が判断したときは、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的といたします。

V 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容

当社は、取締役会において以下の「内部統制体制構築の基本方針」を決議しております。

「内部統制体制構築の基本方針」

当社の企業理念、グループ行動憲章ならびに定款、取締役会規程等をはじめとする、業務遂行に関わるすべての規範、規程、規則、指針、運用細則等（以下「諸規程・規則」）は包括的一体として、当社の内部統制体制を構成するものである。従い、当取締役会として、諸規程・規則が遵守されるよう図るとともに、企業活動に関わる法令変更あるいは社会環境の変化に従い、更に業務の効率性の観点において、当社の体制および諸規程・規則について適宜の見直し、修正が行われることにより、上記法令の目的・趣旨が実現されるよう努めるものとする。

a. 会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項各号に掲げる体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 重要事項は取締役会において審議をすることとし、業務執行は代表取締役社長のもと、職務権限規程その他関係諸規程に則り、各業務担当執行役員がこれに当たるものとする。
- ② CSR推進委員会を設置し、内部統制システム構築に向け継続的見直しおよび整備を行うとともに、同委員会内に設置するCSR意識・活動定着部会を中心に倫理ホットラインの適正な運用を図る。
- ③ 監査部により法令、規程等に則っているかの適正性の監査を行う。
- ④ 関係法令の改正等に対しては、各執行部門において適宜検証し、必要に応じ社内規程を改正するとともに、継続的に見直しをするほか、コンプライアンス等について社内教育を行う。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 毎月定例的に開催する取締役会において重要事項を決定するほか各取締役の業務の執行状況について報告するとともに、必要に応じて経営会議等会議体の審議を経て、職務権限規程等に則り決定する。
- ② 取締役会等の会議体の審議の充実を図る。
- ③ 取締役会規程、職務権限規程、稟議規程等業務執行、意思決定に係わる社内規程を継続的に整備し、効率的業務の執行がなされるよう図る。
- ④ 重要事項について取締役会その他で意思決定をする際には、関係する執行部門の意見を聴取するほか必要かつ適切な情報が提供されるよう図る。

(3) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会議事録を作成するとともに、意思決定、職務の執行に係わる情報は、稟議規程、JFEグループ文書管理規程に則り、検索可能な状態で適正に保存、管理する。
- ② 職務の執行上取扱う情報等は、JFEグループ秘密情報管理規程、JFEグループ個人情報管理規程およびJFEグループ情報セキュリティ管理規程のほか、関連諸規程に則り適正に管理する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行上のリスクに関しては、業務担当執行役員の指示のもと継続的にその把握と対応に努めることとしており、重要事項に関しては必要に応じて関連諸規程にしたがい取締役会等において審議検討することとする。
- ② 上記①のほかCSR推進委員会と同委員会内に設置する人事労働部会、安全・防災・環境・BCP部会、内部統制・コンプライアンス部会、CSR意識・活動定着部会等により全社横断的にリスクの把握に努める。
- ③ 情報開示体制を整備し、適正な情報開示に努める。
- ④ 災害、事故等のリスクに関してはリスク管理規程を制定しリスク管理体制の充実を図る。

(5) 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社およびJFEスチール株式会社の子会社であり、親会社が保持するJFEグループとしての、倫理法令遵守、リスク管理、財務報告・情報開示などの体制のなかに、当社および当社傘下のグループ会社の体制が組み込まれることにより、企業集団としての体制が構築されている。当社は、当社および当社傘下のグループ会社か

ら形成する企業グループ全体として内部統制体制を構築する。

- ② 当社は、グループ経営に関する重要事項ならびに当社傘下のグループ会社の重要事項（損失の危険の管理に関する事項を含む）について、当社取締役会規程や当社が定める国内関係会社管理規程、海外関係会社管理規程等により決定手続等を定め、適切な会議体において審議・決定し、または報告を受ける。
- ③ 当社は、親会社が設置するグループ・コンプライアンス委員会のもと、CSR推進委員会を設置し、当社および傘下のグループ会社の倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督するとともに、親会社のグループ・コンプライアンス委員会と連携し、倫理法令遵守の経営を推進する。当社傘下のグループ会社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性および性質を踏まえ、必要な倫理法令遵守体制を整備する。
- ④ 当社は、倫理ホットラインについて、当社および当社傘下のグループ会社を含むグループ全体の倫理法令遵守に関する重要な情報が現場から経営トップに直接伝わる制度として、当社の使用人のほか当社傘下のグループ会社の使用人等も利用者として整備し、適切に運用する。
- ⑤ 当社の内部監査部門は、親会社の内部監査部門と連携し、当社および当社傘下のグループ会社の業務の有効性・効率性ならびに法令および定款の遵守状況について監査する。
- ⑥ 当社および当社傘下のグループ会社は、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制、適時適切な情報開示のために必要な体制を整備する。

b. 会社法施行規則第100条第3項各号に掲げる体制

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ① 監査役と事前に協議し、使用人を配置する。
- (2) 監査役職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役室の使用人人事に関しては監査役と協議する。
- (3) 監査役職務を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 当該使用人は、監査役の指揮命令下で監査役監査に関する業務を行う。
- (4) 監査役への報告に関する体制
 - ① 取締役、執行役員および使用人は取締役会ほかの重要会議の開催を監査役に通知し、監査役はそれら重要な会議に出席し報告を受けることができるものとする。
 - ② 取締役、執行役員および使用人は必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況（当社および当社傘下のグループ会社に関する重要事項を含む）を報告する。当社傘下のグループ会社の取締役、執行役員および使用人は、必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況を報告する。
 - ③ 当社は、倫理ホットラインについて、監査役に対して直接通報または相談を行うことができる制度として整備する。また、倫理ホットライン事務局等が受けた通報または相談された法令違反行為等については、監査役に対して、その都度内容を報告する。
- (5) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ① 当社は、倫理ホットラインについて、監査役に法令違反行為等を通報または相談した者および通報または相談された法令違反行為等を監査役に報告した者が不利な取扱いを受けないことを規程に定め適切に運用する。
- (6) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ① 当社は、監査役職務執行に必要な費用について請求があった場合、特に不合理なものでなければ前払いまたは償還に応じる。
- (7) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役、執行役員および使用人は、監査役監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、当社傘下のグループ会社調査、当社傘下のグループ会社監査役との連携等、監査役活動が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力する。
 - ② 監査役は、会計監査人、内部監査部署の監査結果（当社または当社傘下のグループ会社の重要事項を含む）について適宜報告を受け、それぞれと緊密な連携を図る。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制につき、「内部統制体制構築の基本方針」に従い、以下のとおり整備・運用いたしております。

(1) 取締役等の職務執行および内部監査にかかる体制

- ① 当社の経営に関する重要事項および当社傘下のグループ会社の重要事項について、取締役会規程、経営会議規程において決定手続きを明確に定め、同手続きに従い取締役会および経営会議で十分な審議を経たうえで決定・報告を行っております。当期中は取締役会を16回、経営会議を14回開催いたしました。
- ② 取締役・執行役員・使用人の職務権限について、当社の社内規程において明確に定め、同規程を遵守しております。
- ③ 内部監査部署において業務の有効性・効率性、法令・定款の遵守状況について適切に監査を実施しております。

(2) リスク管理・コンプライアンスにかかる体制

- ① コンプライアンス体制の整備・推進を目的に、CSR推進委員会を当期中4回開催しております。また、同委員会の議事内容は社内掲示を行い、周知を図っております。そして、同委員会内で運営される、人事労働部会、安全・防災・環境・BCP部会、内部統制・コンプライアンス部会、CSR意識・活動定着部会において、リスクの把握に努めるとともに個別の具体的なテーマを取り上げ、研修等必要な施策を実施しております。本年度の各部会の実施状況は以下のとおりです。
 - a. 人事労働部会では、適正な労働時間管理に向けて、「働き方改革」等の動向も踏まえ、種々の施策を検討・実施しております。
 - b. 安全・防災・環境・BCP部会では、当社における安全・防災・環境・BCPの現況を把握し、必要な対策を検討・実施しております。
 - c. 内部統制・コンプライアンス部会では、内部監査部署が実施した内部統制、リスクマネジメントの評価および内部統制、コンプライアンスに関わる問題点について、必要な対策の検討、水平展開の実施等の活動を行っております。
 - d. CSR意識・活動定着部会では、コンプライアンスに関する各種研修、および情報管理対策等を中心としたCSR活動全般の定着に向けた取り組みを検討・実施しております。
- ② 当社および当社傘下のグループ会社の従業員等が利用できる内部通報制度として「倫理ホットライン」を整備し、通報・相談者の不利益取扱い禁止に関する規程の遵守を含め、適切に運用しております。なお、担当部署が受けた通報・相談は、監査役へ報告するとともに、取締役会において運用状況の報告を行っております。

(3) 情報の保存・管理にかかる体制

- ① 取締役会および経営会議での審議資料・議事録について、関係する法令および社内規程に基づき、適切に作成・保存・管理を行っております。
- ② 社内において作成された決裁書等、職務執行に係る重要な文書について、社内規程に基づき、適切に作成・保存・管理を行っております。

(4) 監査役に関する体制

- ① 監査役の指揮命令下において監査役の職務を補助する使用人を置き、当該使用人について取締役からの独立性を確保しております。
- ② 監査役監査の実効性を確保するため、取締役会への出席のほか、監査役については経営会議、CSR推進委員会等に出席し、執行状況が確認できる体制としております。また、監査役に対し、各部門の業務の執行状況について定期的に報告を行っております。
- ③ 監査役の職務執行に係る費用について、予算措置を講じ必要な費用を確保しております。
- ④ 当社の監査役は、当社の内部監査部署から監査結果について定期的に報告を受けるとともに、会計監査人との間でも定期的かつ必要時に報告聴取・意見交換等を行うなど、内部監査部署・会計監査人それぞれと緊密な連携を図っております。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	百万円 4,398	百万円 4,596	百万円 49,595	百万円 △24	百万円 58,564
会計方針の変更による累積的影響額			△2,230		△2,230
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,398	4,596	47,365	△24	56,334
当期変動額					
剰余金の配当			△1,274		△1,274
土地再評価差額金の取崩			204		204
親会社株主に帰属する当期純利益			3,326		3,326
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社の増資による持分の増減		△4			△4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△4	2,256	△0	2,252
当期末残高	4,398	4,592	49,621	△25	58,586

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算調 整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	百万円 1,129	百万円 △796	百万円 1	百万円 895	百万円 1,229	百万円 1	百万円 59,794
会計方針の変更による累積的影響額							△2,230
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,129	△796	1	895	1,229	1	57,564
当期変動額							
剰余金の配当							△1,274
土地再評価差額金の取崩							204
親会社株主に帰属する当期純利益							3,326
自己株式の取得							△0
連結子会社の増資による持分の増減							△4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△147	△204	3	△41	△389	2	△387
当期変動額合計	△147	△204	3	△41	△389	2	1,865
当期末残高	982	△1,000	4	854	840	4	59,429

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 9社

主要な連結子会社の名称は、(株)レンタルシステム関東、(株)レンタルシステム東北であります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称は、協友リース(株)であります。

持分法を適用していない関連会社の数 1社

関連会社である北日本建材リース(株)につきましては、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるベトナム現地法人GECOSS VIETNAM COMPANY LIMITEDの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・ 市場価格のない 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
株式等以外のもの
- ・ 市場価格のない 移動平均法による原価法
株式等

② 建設仮設材の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価から定額法により計算した減耗費を控除する方法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③ その他の棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

④ 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産 定率法

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びに連結子会社が保有する賃貸用建設機械については定額法

(ロ) 無形固定資産 定額法

(リース資産を除く)

(ハ) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をリース契約上に残価保証の取決めのあるものは当該残価保証額、それ以外のものは零とする定額法によっております。

⑤ 重要な引当金の計上基準

- (イ) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により回収不能見込額を計上しております。
- (ロ) 賞与引当金 従業員及び執行役員（取締役である執行役員を除く）の賞与支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。
- (ハ) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (ニ) 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる受注契約について損失見込額を計上しております。
- (ホ) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥ 退職給付に係る会計処理の方法

- (イ) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- (ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。
- (ハ) 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑦ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する
ステップ2：契約における履行義務を識別する
ステップ3：取引価格を算定する
ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、重仮設事業において、主として建設仮設材及び関連商品群の賃貸・販売、仮設工事の施工を行うほか、建設機械事業においては、主として賃貸用建設機械の賃貸を行っており、ともに財・サービスの引き渡し、提供を履行義務として認識しております。

(イ) 販売に係る収益

原則として顧客に引き渡された時点または顧客が検収した時点で収益を認識しておりますが、国内の取引については出荷時点で収益を認識しております。

なお、取引において当社および連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認

識しております。

(ロ) 賃貸および工事に係る収益

一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、賃貸については顧客による財の使用期間に応じて、工事については工事契約における履行義務の充足にかかる進捗度をインプット法により測定し収益を認識しております。

なお、工事契約において進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で測定しております。また、買戻条件が付された建設仮設材の取引に係る収益の認識方法においては、顧客から受け取ると見込まれる対価の額を、見積もった顧客の使用予定期間にわたって収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

① 買戻条件付取引に係る収益認識

買戻条件が付された建設仮設材の取引に係る収益の認識方法において、従来、販売契約と判断して当初の売却価格に基づき出荷時点で収益を認識していた取引について、収益認識会計基準等の定めに従い、顧客から受け取ると見込まれる対価の額を、見積もった顧客の使用予定期間にわたって収益を認識する方法に変更しております。

② 代理人取引に係る収益認識

顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

③ 工事契約に係る収益認識

工事契約に関して、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、全ての工事について履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の収益への影響は、売上高は96百万円減少、売上原価は38百万円増加となり、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ135百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は2,230百万円減少しております。

連結貸借対照表注記

1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 28,994百万円
3. 受取手形裏書譲渡高 40百万円
4. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る繰延税金負債を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 - ・再評価の方法…「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号及び第4号に定める方法によっております。
 - ・再評価を行った年月日…2002年3月31日
 - ・再評価を行った土地の時価の下落による当連結会計年度末における再評価後の帳簿価額との差額…4,851百万円
5. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高…1,405百万円

連結損益計算書注記

1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
ジェコス㈱ 北海道地域	事業用資産	土地建物等	411
ジェコス㈱ 千葉県白井市	遊休資産	土地建物等	56

（減損判定の方法）

原則として、本業に関わる事業用資産とその他の資産に分類し、当社の事業用資産に関しては地域別に、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。また、その他の資産に含まれる賃貸用不動産、遊休資産及び処分予定資産に関しては物件ごとにグルーピングを行っております。

北海道地域に保有する土地建物等については、北海道地域における重仮設事業の収益性が低下したことに伴い当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、事業用資産の回収可能価額は、正味売却可能価額により算定しております。正味売却可能価額は鑑定評価基準等を基に測定した金額により評価しております。

また、千葉県白井市に保有する土地建物等については、老朽化した倉庫の解体に伴う当該資産の遊休化により、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、遊休資産の回収可能価額は、鑑定評価基準等を基にした正味売却可能価額により評価しております。

連結株主資本等変動計算書注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	36,436,125株	一株	一株	36,436,125株

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月17日 定時株主総会	普通株式	728	20	2021年3月31日	2021年6月18日
2021年10月26日 取締役会	普通株式	546	15	2021年9月30日	2021年12月1日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	728	利益剰余金	20	2022年3月31日	2022年6月24日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等及びジェイ エフ イー ホールディングス株式会社に対する預け金に限定しております。また、資金調達については銀行借入及びファイナンス・リース取引等によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資及び長期運転資金に必要な資金調達を目的としたものであります。なお、返済日及び償還日は決算日後、最長で5年後であります。

また、営業債務や借入金及びリース債務は、流動性リスクを認識しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、信用管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等を定期的にモニタリングし、信用度合に応じて与信限度枠を設定することで不良債権の発生防止に努める体制を取っております。連結子会社についても、当社の信用管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券である株式は、投資取扱規程に従って、定期的に時価や投資先の財務状況等を把握するとともに、投資効果を勘案して保有状況を見直すことで市場リスクを管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、各部署からの報告に基づき、経営管理部が資金繰計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券	1,827	1,827	—
資産計	1,827	1,827	—
長期借入金（1年以内に返済予定の長期借入金を含む）	2,110	2,114	4
負債計	2,110	2,114	4

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、以下のとおりであります。

① 売買目的有価証券
該当事項はありません。

② 満期保有目的の債券
該当事項はありません。

③ その他有価証券

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	1,805	384	1,421
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	1,805	384	1,421
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	22	26	△5
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	22	26	△5
合計	1,827	411	1,416

④ 当連結会計年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

負債

支払手形及び買掛金、電子記録債務

これらは短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

長期借入金（1年以内に返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2） 市場価格のない株式等

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	207

これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

（注3） 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
現金及び預金	980	—	—	—
受取手形	4,510	—	—	—
売掛金	27,750	—	—	—
電子記録債権	9,026	—	—	—
預け金	9,300	—	—	—
合計	51,566	—	—	—

（注4） 短期借入金及び長期借入金（1年以内に返済予定の長期借入金を含む）の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 （百万円）	1年超 2年以内 （百万円）	2年超 3年以内 （百万円）	3年超 4年以内 （百万円）	4年超 5年以内 （百万円）	5年超 （百万円）
短期借入金	—	—	—	—	—	—
長期借入金	—	410	1,130	—	570	—
合計	—	410	1,130	—	570	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	1,827	—	—	1,827
資産計	1,827	—	—	1,827
該当事項はありません。	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
該当事項はありません。	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金 （1年以内に返済予定の長期借入金を含む）	—	2,114	—	2,114
負債計	—	2,114	—	2,114

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

活発な市場における相場価格を用いて上場株式を評価しており、レベル1の時価に分類しております。

長期借入金

借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利金を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		
	重仮設事業	建設機械事業	計
一時点で移転される財及びサービス	68,547	4,407	72,953
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	32,976	8,067	41,043
顧客との契約から生じる収益	101,523	12,474	113,997
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	101,523	12,474	113,997

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するために基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 4. 会計方針に関する事項 ⑦収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	40,319
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	41,310
契約負債（期首残高）	1,006
契約負債（期末残高）	1,405

- (注) 1. 契約負債は、主に、重仮設事業における顧客からの前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。
2. 前受金は連結貸借対照表の「その他の流動負債」に計上しております。
3. 当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、986百万円であります。
4. 過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益(例えば、取引価格の変動)の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,632円75銭
- 1株当たり当期純利益 91円38銭

重要な後発事象に関する注記

(子会社の組織再編)

当社は、2021年12月24日開催の取締役会での決議に基づき、2022年4月1日に子会社の組織再編を行いました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業及びその事業の内容

- | | |
|-----------|--|
| ①結合企業の名称 | 株式会社レンタルシステム関東 |
| 事業の内容 | 建設機械等の賃貸及び販売 |
| ②被結合企業の名称 | 株式会社レンタルシステム東北、株式会社レンタルシステム東海、株式会社レンタルシステム西日本、株式会社レンタルシステム信越 |
| 事業の内容 | 建設機械等の賃貸及び販売 |

(2) 企業結合日

2022年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社レンタルシステム関東を存続会社とし、株式会社レンタルシステム東北、株式会社レンタルシステム東海、株式会社レンタルシステム西日本、株式会社レンタルシステム信越を消滅会社とする吸収合併方式。

(4) 結合後企業の名称

レンタルシステム株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

建機レンタル事業を行う子会社5社※（以下、レンタルシステムグループ5社という）は、地域に密着した営業を展開し、高所作業車を主力商品とした資産構成で成長を続けてまいりました。しかしながら、建機レンタル業界は今後も成長が見込める一方、大手レンタル会社による系列化等再編が加速し、競争が激化しております。このような状況の中で、レンタルシステムグループ5社の統合により、地域密着の営業は強化しつつ、経営資源を集約して店舗網拡大に繋げてまいります。また、機種構成の見直しも進め社会ニーズに応えた新機種の導入を行うとともに、スピーディーに課題解決できるスリムな業務運営体制で、ジェコスおよびJFEグループとの連携を深め、より一層社会貢献と事業拡大を図っていくことといたしました。将来的には、現状拠点のない営業地域での事業展開も目指してまいります。

また、統合により、コンプライアンス体制強化や、社員が働きやすい環境づくりを一層加速させてまいります。

5社の統合により、社員が充実感・誇りをもつ、未来志向で社会に貢献する、成長力ある企業を目指してまいります。

※株式会社レンタルシステム関東・株式会社レンタルシステム東北・株式会社レンタルシステム東海・株式会社レンタルシステム西日本・株式会社レンタルシステム信越

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等として処理いたしました。

(企業結合等関係)

当社は、2022年2月25日開催の取締役会での決議に基づき、特殊基礎工事業を行う株式会社オトワコーエイ（以下、「オトワコーエイ」という）の全株式を2022年4月1日に取得いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社オトワコーエイ
事業の内容 特殊コンクリート工事業、杭打業、基礎工事 他

(2) 企業結合を行った主な理由

オトワコーエイは静岡県沼津市を中心に地盤改良、本杭工事などの基礎工事や仮設工事、障害物撤去工事等の施工工事を手掛けております。また同社は狭隘地や急傾斜地、空頭制限地、河川・海上などの特殊環境下における高い技術力を有しております。

同社の事業内容は当社グループが『ジェコスグループ10年VISION』に掲げる「地下工一式受注」のロードマップに合致し、当社グループの営業力と同社の高い施工技術力の組み合わせによる事業拡大のシナジーが創出できることから、本件株式を取得することといたしました。

(3) 企業結合日

2022年4月1日（株式取得日）
2022年5月31日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価とした株式取得により、議決権の100%を取得したことによります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得価額については、株式譲渡契約の定めにより、当社は秘密保持義務を負っていることから、非公開といたします。

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 147百万円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済環境の悪化及びそれに伴う建設需要への影響が考えられます。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症の今後の収束の時期等については不透明で、当社グループの業績への影響を予測することは困難であります。当連結会計年度末における将来の見積りについては、翌連結会計年度及びそれ以降への感染拡大影響は軽微なものとして仮定しております。

当社グループでは、固定資産の減損会計等の会計上の見積りにおいて、期末日以降計算書類提出日までに入手可能であった情報を考慮し、当期末の見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しております。

その他の注記

該当事項はありません。

計 算 書 類

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
				買換資産 特定積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
当期首残高	4,398	4,596	490	48	14,838	26,761	42,137	△24	51,106
会計方針の変更による累積的影響額						△2,230	△2,230		△2,230
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,398	4,596	490	48	14,838	24,531	39,907	△24	48,876
当期変動額									
剰余金の配当						△1,274	△1,274		△1,274
買換資産特定積立金の取崩				△0		0	—		—
土地再評価差額金の取崩						204	204		204
当期純利益						3,273	3,273		3,273
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	△0	—	2,203	2,203	△0	2,203
当期末残高	4,398	4,596	490	48	14,838	26,734	42,110	△25	51,078

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	1,109	△796	313	51,419
会計方針の変更による累積的影響額				△2,230
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,109	△796	313	49,189
当期変動額				
剰余金の配当				△1,274
買換資産特定積立金の取崩				—
土地再評価差額金の取崩				204
当期純利益				3,273
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△148	△204	△352	△352
当期変動額合計	△148	△204	△352	1,851
当期末残高	961	△1,000	△39	51,039

個 別 注 記 表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

(ロ)その他有価証券

- ・市場価格のない 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
株式等以外のもの
- ・市場価格のない 移動平均法による原価法
株式等

2. 建設仮設材の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価から定額法により計算した減耗費を控除する方法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. その他の棚卸資産の評価基準及び評価方法

(イ)商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(ロ)製品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(ハ)仕掛品 個別法による原価法（一部、移動平均法による原価法）（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(ニ)原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産 定率法
(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

(ロ)無形固定資産 定額法

(ハ)リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をリース契約上に残価保証の取決めのあるものは当該残価保証額、それ以外のは零とする定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により回収不能見込額を計上しております。

(ロ)賞与引当金 従業員及び執行役員（取締役である執行役員を除く）の賞与支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(ハ)役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(ニ)受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる受注契約について損失見込額を計上しております。

- (ホ)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また、執行役員（取締役である執行役員を除く）の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- (ヘ)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、重仮設事業において、主として建設仮設材及び関連商品群の賃貸・販売、仮設工事の施工を行うほか、建設機械事業においては、主として賃貸用建設機械の賃貸を行っており、ともに財・サービスの引き渡し、提供を履行義務として認識しております。

(イ) 販売に係る収益

原則として顧客に引き渡された時点または顧客が検収した時点で収益を認識しておりますが、国内の取引については出荷時点で収益を認識しております。

なお、取引において当社および連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(ロ) 賃貸および工事に係る収益

一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、賃貸については顧客による財の使用期間に応じて、工事については工事契約における履行義務の充足にかかる進捗度をインプット法により測定し収益を認識しております。

なお、工事契約において進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で測定しております。また、買戻条件が付された建設仮設材の取引に係る収益の認識方法においては、顧客から受け取ると見込まれる対価の額を、見積もった顧客の使用予定期間にわたって収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

7. 退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

① 買戻条件付取引に係る収益認識

買戻条件が付された建設仮設材の取引に係る収益の認識方法において、従来、販売契約と判断して当初の売却価格に基づき出荷時点で収益を認識していた取引について、収益認識会計基準等の定めに従い、顧客から受け取ると見込まれる対価の額を、見積もった顧客の使用予定期間にわたって収益を認識する方法に変更しております。

② 代理人取引に係る収益認識

顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

③ 工事契約に係る収益認識

工事契約に関して、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、全ての工事について履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の収益への影響は、売上高は96百万円減少、売上原価は38百万円増加となり、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ135百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は2,230百万円減少しております。

なお、収益認識会計基準等を適用したことによる科目の組替え表示はありません。

表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「固定資産売却益」（前事業年度86百万円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記してまいります。

貸借対照表注記

- 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
- 関係会社に対する債権・債務
関係会社に対する短期金銭債権 10,548百万円
関係会社に対する短期金銭債務 1,753百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 15,584百万円
- 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る繰延税金負債を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 - 再評価の方法…「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号及び第4号に定める方法によっております。
 - 再評価を行った年月日…2002年3月31日
 - 再評価を行った土地の時価の下落による当事業年度末における再評価後の帳簿価額との差額…4,851百万円

損益計算書注記

- 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
- 関係会社との取引高
売上高 2,991百万円
仕入高 3,361百万円
その他の営業取引高 302百万円
営業取引以外の取引高 481百万円
- 関係会社貸倒引当金戻入額
当社の連結子会社であるトラック・エンド・メンテナンス・サービス(株)に対するものであります。
- 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
北海道地域	事業用資産	土地建物等	411
千葉県白井市	遊休資産	土地建物等	56

（減損判定の方法）

原則として、本業に関わる事業用資産とその他の資産に分類し、当社の事業用資産に関しては地域別にグルーピングを行っております。また、その他の資産に含まれる賃貸用不動産、遊休資産及び処分予定資産に関しては物件ごとにグルーピングを行っております。

北海道地域に保有する土地建物等については、北海道地域における重仮設事業の収益性が低下

したことに伴い当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、事業用資産の回収可能価額は、正味売却可能価額により算定しております。正味売却可能価額は鑑定評価基準等を基に測定した金額により評価しております。

また、千葉県白井市に保有する土地建物等については、老朽化した倉庫の解体に伴う当該資産の遊休化により、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、遊休資産の回収可能価額は、鑑定評価基準等を基にした正味売却可能価額により評価しております。

株主資本等変動計算書注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
普通株式	39,855株	239株	一株	40,094株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
収益認識基準変更	608
賞与引当金	277
貸倒引当金	29
会員権評価損	80
未払事業税	51
未払社会保険料	38
役員退職慰労引当金	38
子会社株式	2
その他	131
繰延税金資産小計	1,254
評価性引当額	△122
繰延税金資産合計	1,132
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	425
前払年金費用	622
その他	30
繰延税金負債合計	1,077
繰延税金資産の純額	55

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	JFEスチール(株)	(被所有) 直接 50.97 間接 0.01	大口仕入先 役員の兼任等	商品の仕入等	51	買掛金	—
親会社	ジェイ エフ イー ホールデ ィングス(株)	(被所有) 間接 61.98	資金の預け先	資金の預入	3,400	預け金	9,300

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、課税取引に係る科目の期末残高は消費税等を含めて表示しております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場価格等を勘案して価格交渉のうえ、取引条件を決定しております。
3. 資金の預入については、市場金利等を勘案しており、利率を合理的に決定しております。
4. 資金の預入の取引金額については、前期末残との純増減額を記載しております。

2. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	JFE商事鉄鋼建材(株)	—	大口仕入先	商品の仕入等	9,843	買掛金	5,724
			商品の販売先	商品の販売等	1,202	売掛金	763
親会社の子会社	JFE西日本ジーエス(株)	—	商品の貸出先	商品の賃貸等	2,739	売掛金	1,113

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、課税取引に係る科目の期末残高は消費税等を含めて表示しております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場価格等を勘案して価格交渉のうえ、取引条件を決定しております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,402円33銭
2. 1株当たり当期純利益 89円92銭

重要な後発事象に関する注記

連結注記表と同一であります。

その他の注記

該当事項はありません。